

記 者 提 供 資 料
2021年(令和3年)12月20日
こども局子育て支援室児童福祉課 担当：長田・上坂 TEL 078-918-5027

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の取り扱いについて (基準日以降に離婚した場合)

1 趣 旨

本給付金の支給対象者は、国が定める基準日における児童の養育者であることから、基準日以降に離婚した場合、給付金の支給日時点の児童の養育者に給付金が支給されず、子育て世帯を支援するという本給付金の目的を達成できないという課題があります。

つきましては、本市独自の取り扱いとして、基準日以降に児童手当の受給者の変更があった児童の給付金については、支給日時点における児童の養育状況を確認したうえで、事実上の児童の養育者に対し、給付金を支給します。

2 対象件数(見込み)

世帯数 80世帯 児童数 120人

(参 考) 給付金の概要

項 目	内 容
支給方法	現金給付
対 象 者	次のいずれかの児童を養育している方に支給する。 ① 令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童 ② 9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童 ③ 令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童 ※ ①～③ともに、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯(配偶者及び児童2人を扶養親族等に行っている場合)は対象外。
給 付 額	児童一人当たり10万円
対象件数 (見込)	世帯数 30,000世帯 児童数 51,000人
支 給 日	令和3年12月27日 申請が必要となる、児童が高校生以上の世帯等については、申請受付後、速やかに支給します。
予 算	給付金 5,100,000千円 事務費 12,000千円